

川崎市立川崎病院機能再編推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立川崎病院における病院機能再編整備の推進に関する事項を調査、審議するため、病院機能再編推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 医療機能の再編整備に関すること
- (2) 再編整備に伴う施設整備に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から病院長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が選出され

るまでは、第1項の規定にかかわらず引き続き職務を行うものとする。

(運営)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、特に必要と認めたときには、委員以外の者を出席させ意見を聴き、また、資料の提出を求めることができる。

(委員会の事務局)

第6条 委員会の事務は、川崎病院事務局庶務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。